

よくわかる



農業保険

収入保険はどこまで補償？
農業共済はどう変わる？

価格の下落に加え
ケガや病気による収入減も補償

—収入保険

当然加入制から任意加入制へ
—農作物共済

未被覆期間も補償の対象に
—園芸施設共済

目 次

農業者の皆様へ……………	1
収入保険……………	2
農作物共済……………	7
家畜共済……………	14
果樹共済……………	17
畑作物共済……………	20
園芸施設共済……………	22
建物共済……………	28
農機具共済……………	35



■表紙写真

水面

撮影者：渡部 致古（秋田市）【NOSA | 秋田写真コンテスト 第10回応募作品】

農業者の皆様へ

2018年4月に農業保険法が施行され、農業共済の見直しに加え、新たに価格の下落などを含めた農業収入の減少を総合的に補てんする収入保険が創設されました。

NOSAⅠ団体は2019年産から農業共済と収入保険の両制度を担うことになり、組織を挙げて「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築することを目標とし、皆様の農業経営の安定と発展のために制度を十分に活用していただくことが私たちに課せられた責務であります。

組合の広域化が進む中、「より広く、より深く、農家のもとへ」を合言葉に、これまで以上に農業者に密着し、寄り添い、従来の災害対策に加え、新たに農業経営のアドバイザーとして、より丁寧な制度説明を徹底し、個々の経営形態に即した適切な制度加入を後押ししてまいります。

NOSAⅠでは、これまでも収入保険と農業共済の見直しについて、広報紙や農業共済新聞等を通じて、できる限り分かりやすくお伝えすることに努めてまいりました。この資料もこうした取り組みのひとつであり、制度のポイントについて図表等を交えながら解説しております。

「よくわかる 農業保険」が農業経営のセーフティネットに対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

収入保険



2019年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする「収入保険」が始まります。様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。

収入保険



収入保険は様々なリスクから 農業経営を守ります!!



農業で新しい品目の導入、販路拡大
などにチャレンジしたいんだけど、
様々なリスクがあるんだよねー。

大丈夫、収入保険に
まかせてください！



自然災害や鳥獣害など
で収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能に
なった



けがや病気で
収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故
にあった



輸出したが為替変動
で大損した



収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

収入保険

Q どのくらいの補てんになるの？

A 基準収入1,000万円の場合、保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に補てんされます（※）。

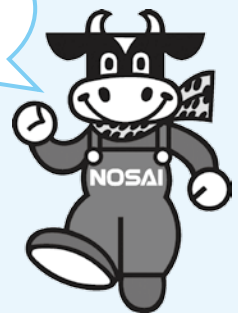
（補てん金額のイメージ）

例えば、

保険期間の農業収入が…

- ・ 800万円なら…………… 90万円
（積立方式の補てん 90万円）
- ・ 700万円なら…………… 180万円
（積立方式の補てん 90万円 + 保険方式の補てん 90万円）
- ・ 500万円なら…………… 360万円
（積立方式の補てん 90万円 + 保険方式の補てん 270万円）

規模拡大などを
反映した基準収入の
試算ができます！



（※）掛捨ての保険方式の補償限度80％と掛捨てではない積立方式の補償幅10％で加入した場合です。

Q 掛金はいくらくらいなの？

A 基準収入1,000万円の場合、32.5万円（※）。

- ・ 掛捨ての保険料……………7.8万円（保険料率1.08％）
- ・ 掛捨てではない積立金… 22.5万円
- ・ 事務費……………2.2万円

（※）掛捨ての保険方式80％と掛捨てではない積立方式10％で加入した場合です。
保険料と事務費は50％、積立金は75％の国庫補助を適用した金額です。

（※）保険金の受取りがなければ、翌年保険料が下がります。

（※）積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

農業共済・ナラシ
対策などの類似制
度との掛金や補て
ん金の比較ができ
ます！



各種試算は NOSAI 秋田のホームページから！

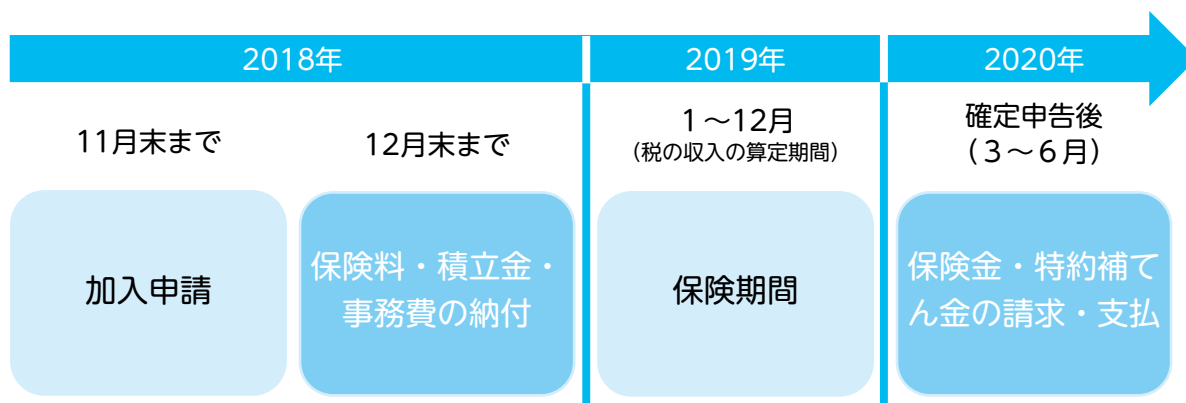
NOSAI 秋田

検索



01

収入保険の全体スケジュール (個人の場合のイメージ)



※保険料・積立金は分割納付もできます。

02

収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農作物の
販売収入全体が対象です。

○米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。

○肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。

※収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

収入保険



農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。

○「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せができます。

○保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。

○保険料（掛金）率は、1.08%です。

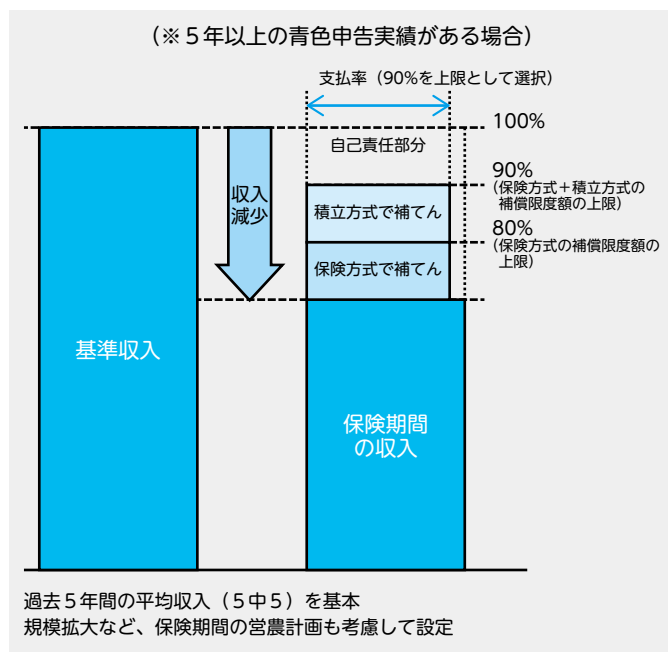
また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。

- ・加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ・保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。
- ・保険金の受け取りがあれば、被害率の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。

危険段階別の保険料率

危険段階 区 分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

(注：補償限度80%の場合)



農作物共済

[水稻・麦]



農作物共済では、現行一定規模以上の耕作を行う農家に加入を義務付けている当然加入制について、収入保険と農業共済が選択加入になることや米政策の変更などを踏まえ、2019年産から任意加入制に移行します。

農作物共済 [水稻・麦]

01

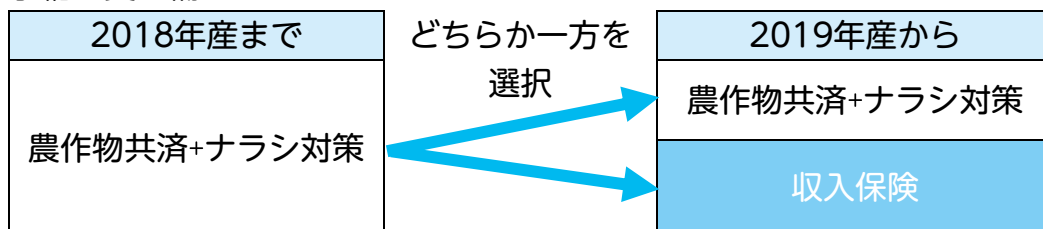
当然加入制から任意加入制に

農作物共済または収入保険の選択を

現在、水稻で30㍓、麦で10㍓以上を耕作している場合は農作物共済への加入が義務づけられていますが、米麦に関する情勢の変化に加え、収入保険やナラシ対策などの経営安定対策がすべて任意加入制になっていることなどを踏まえて、2019年産からは任意加入へ移行します。

記録的な災害が多発する中で無保険とならないよう、農作物共済または収入保険のいずれかへの加入をおすすめします。

水稻・麦の補てん



※ナラシ対策と収入保険は同時に加入することはできません。

02

統計データを使った地域インデックス方式を新設

市町村の統計データで共済金を支払い

地域インデックス方式は、地域の統計データを用いて共済金を支払う仕組みで、米麦の場合は市町村の農林水産統計を使用します。当年の統計単収が基準収穫量※の補償割合を下回った場合に共済金が支払われます。

※基準収穫量＝いわゆる平年収量のことで、地域インデックス方式の場合、市町村の過去5か年の統計の平均単収（5中3）を用いて設定します。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

一筆方式以外でも耕地ごとの深い被害を補償

一筆半損特約は、耕地ごとに50%以上の減収が見込まれる場合に、当該耕地ごとに50%の減収と評価して共済金を支払う仕組みで、一筆方式以外に付することができる特約です。

一筆半損特約

圃場A	圃場B	圃場C
		5割以上の 収量減

全相殺方式では圃場A～Cの収穫量の合計が平年の9割を下回らないと共済金が支払われないが、全相殺＋一筆半損特約では、目視で5割以上の収量減が見込まれる圃場Cは、坪刈りなどを行わず「5割減収」と評価して支払う

2つの要件が追加

ＪＡの乾燥調製施設から計量結果の提供を得られる農業者に加え、下記の農業者が加入できるようになりました。

- ・乾燥調製作業の受託者等からの証明書（請求書等）で収穫量を確認できる農業者
※集落営農組織等のライスセンターへ出荷し、乾燥調製を行っている場合も加入できます
- ・青色申告書類と関係書類で収穫量を確認できる農業者

農作物共済 [水稻・麦]

05

品質方式、災害収入方式等に 一筆全損特例を追加

2019年産から措置

一筆全損特例は、耕地ごとの評価を行わない全相殺や半相殺方式において、土砂流入等によって収穫が皆無となった耕地について、最高補償割合を選択した場合は、一筆7割補償に加入していたものとして共済金を支払う、いわば救済措置のような仕組みです。2018年産までは全相殺、半相殺方式に自動的に付されており、2019年産からは品質方式、災害収入方式及びインデックス方式にも自動的に付されます。

一筆全損特例

圃場 1	圃場 2	圃場 3	圃場 4	圃場 5
平年作	平年作	平年作	平年作	皆無

半相殺方式8割補償の場合では、圃場1～5の減収量の合計が平年の8割を下回らないと共済金が支払われないが、一筆全損特例では皆無耕地（圃場5）について、一筆方式に加入しているものとして、7割分の共済金を支払う

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

全相殺方式

補償割合 9割・8割・7割

全耕地の減収と増収を合算

減収分だけではなく、増収分も加味して損害評価を行います。9割補償の場合、農家の減収量がその農家の基準収穫量^{*}の1割を超える場合に共済金をお支払いします。

一部の耕地で4割程度の減収があっても、他の耕地で平年作以上に収穫量があり、全体の収穫量が9割を下回らない場合は共済金が支払われません。

^{*}基準収穫量＝いわゆる平年収量のことで、その年の天候や肥培管理等が平年並みだった場合に見込まれる収量のことです。

出荷伝票等を用いて収穫量を把握

J Aのカントリーエレベーター等の出荷伝票を調査したり、青色申告書類等を調査したりして収穫量を把握し、損害高を算定します。

半相殺方式

補償割合 8割・7割・6割

被害耕地の減収量のみ合算

全相殺方式とは異なり、平年作以上の出来となった耕地の増収分は加味しません。8割補償の場合、農家の減収量がその農家の基準収穫量の2割を超える場合に共済金をお支払いします。

一部の耕地で4割程度の減収があっても、その減収量が全体の基準収穫量^{*}の2割を超えない場合は共済金が支払われません。

農家申告の見込み収穫量と抜取調査の数値を比較

農家は被害申告の際に被害耕地の見込み収穫量を申告します。組合は申告された圃場の一部について検見または実測により収穫量の調査を行い、全被害耕地の収穫量の補正をします（農家申告抜取調査）。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

農作物共済 [水稻・麦]

一筆方式

補償割合 7割・6割・5割

被害耕地ごとに判断

半相殺方式、全相殺方式とは異なり、被害耕地一筆ごとに判断します。7割補償の場合、耕地の減収量がその耕地の基準収穫量の3割を超える場合に共済金をお支払いします。

冷害のように、減収がすべての耕地に及ぶようなケースでも、3割を超える被害がない場合は共済金が支払われません。

全ての耕地を検見または実測

被害申告があったすべての耕地を、検見または実測により収穫量を調査します。

2021年産までに廃止

損害評価の効率化の観点から、一筆方式は2021年産（原則）までで廃止されます。ただし、他の方式に移行した場合でも、一筆ごとの深い被害を補償するため、現行の「一筆全損特例」に加え、新たに選択加入の「一筆半損特約」を設けます。

地域インデックス方式

補償割合 9割・8割・7割

市町村ごとの統計データで判断

農林水産統計を用いて共済金を支払う仕組みです。農業者ごとに市町村の過去5か年の統計の平均単収（5中3）を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に共済金が支払われます。9割補償の場合、市町村統計データによる当年の単収が、基準収穫量の1割を超えて減少した場合に共済金をお支払いします。

損害の通知と被害耕地の確認が必要

加入者が組合に損害通知を行い、被害のあった耕地の一部を見回り、共済事故の発生を確認します。

品質方式（水稻） 災害収入方式（麦）

補償割合 9割・8割・7割

品質の低下も加味

その年の実収穫量に品質指数を乗じる方法により算定した収穫量（品質加味収穫量）が基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が共済限度額（基準生産金額（注1）×9割、8割または7割）に達しないときに共済金を支払う方式です。

※生産量のおおむね全量を原則として過去5年間において、玄米の数量（用途別を含む）及び品位（注2）に関する資料の提供が得られるJA等に出荷しており、かつ今後もおおむね全量をJA等に出荷することが確実であると見込まれる農家が加入できます。

※注1：基準生産金額…いわゆる平年的な生産金額で、農家ごとに原則過去5年間の出荷資料等を基礎として算定します。

※注2：玄米の品位…農産物検査法の品位等検査に基づく検査等級（1等、2等、3等及びそれ以外の別）

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

家畜共済



家畜共済では、①死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離し、選択可とする②肥育牛等は事故発生時の資産価値で補償などを措置します。

家畜共済



01

死廃事故と病傷事故 別々の選択が可能に

死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離して、一方のみの補償及び別々の補償割合（死亡廃用共済20～80%、疾病傷害共済上限100%）を選択できるようになります。

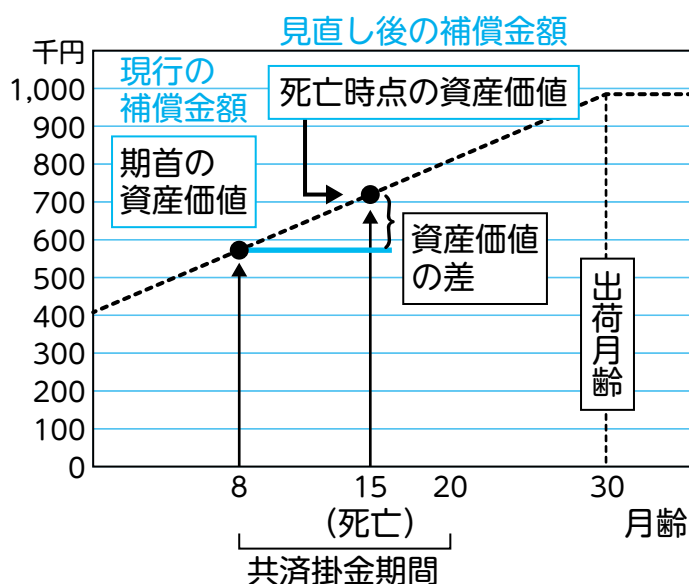
以下の組み合わせから加入方式を選ぶことができます。

- ・死亡廃用共済＋疾病傷害共済
- ・死亡廃用共済（事故除外）＋疾病傷害共済
- ・死亡廃用共済
- ・死亡廃用共済（事故除外）
- ・疾病傷害共済

02

肥育牛等は事故発生時の資産価値で評価します

日々価値が増加する肥育牛、育成牛の死廃事故における補償金額は、事故発生時の資産価値で評価します。



収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

家畜共済



03

牛白血病と診断された場合の取り扱い

共済に加入している農業者から家畜商が購入した牛がと畜場で牛白血病と診断された場合は、農業者自らが出荷した場合と同様、共済金の支払対象となります。

04

導入後2週間以内の事故も請求可能に

家畜の導入後2週間以内の事故は、原則、共済金の請求ができませんが、共済加入者間の導入であれば共済金を請求できるようになります。

05

異動の都度の連絡が不要に

農業者の負担軽減を図るため、家畜の異動の都度、申告する現在の方式を廃止し、加入時に年間の飼養計画を申告し、共済掛金満了時に共済掛金等を精算する方法に簡素化します。

ただし、飼養頭数が著しく増減する場合については、申告の必要があります。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

果樹共済

[りんご・ぶどう・なし・おうとう]



果樹共済は、農作物共済の一筆方式にあたる樹園地方式と、特定危険方式が2021年産までで廃止されます。特定危険方式の廃止は、農業者が将来に発生するリスクを予見することが困難なためで、補償の総合化を図ることが理由です。

果樹共済 [りんご・ぶどう・なし・おうとう]

01

特定危険方式と樹園地単位方式が 2022年から廃止

上記方式の引受は2021年産まで

農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、損害評価員の負担が大きい樹園地単位方式と、特定危険方式が移行期間を経て2022年から廃止されます。

現在、特定危険方式や樹園地単位方式に加入されている方は、半相殺減収総合方式への移行、または収入保険制度への加入をお願いします。

種 類			補償期間	対象となる事故	支払対象	2021年 産まで	2022年 ～
半相殺方式	減収総合方式	一般	花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	3割を超える損害	○	○
		短縮	発芽期～収穫期				
	特定危険方式	暴風雨	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速13.9m毎秒以上、最大瞬間風速20m毎秒以上）	2割を超える損害	○	×
		暴風雨＋ひょう害		暴風雨、降ひょうによる果実の減収			
		暴風雨＋ひょう害＋凍霜害		暴風雨、降ひょう、または凍傷もしくは降霜による果実の減収			
	樹園地単位方式	減収総合方式	一般	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	4割を超える損害	○	×
		短縮	発芽期～収穫期				
	特定危険方式	暴風雨	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速13.9m毎秒以上、最大瞬間風速20m毎秒以上）	3割を超える損害	○	×
		暴風雨＋ひょう害		暴風雨、降ひょうによる果実の減収			
		暴風雨＋ひょう害＋凍霜害		暴風雨、降ひょう、または凍傷もしくは降霜による果実の減収			



02

統計データを使った 地域インデックス方式を新設

県別の統計データで共済金を支払い

地域インデックス方式は、地域の統計データを用いて共済金を支払う仕組みで、果樹の場合は都道府県別の農林水産統計を使用します。当年の統計単収が基準収穫量※の補償割合を下回った場合に共済金が支払われます。

※基準収穫量＝いわゆる平年収量のことで、地域インデックス方式の場合、都道府県の過去5か年の統計の平均単収（5中3）を用いて設定します。

収穫量には樹齢が勘案されます

地域インデックス方式では、10%を超える減収があった場合に共済金が支払われますが、その際の収穫量は、当該年産の統計単収に樹齢構成係数、樹園地の引受面積を乗じて計算されます。

03

個人の被害状況で掛金率を設定します

「危険段階別共済掛金率」を設定

個人ごとの過去の被害をもとに、段階別に共済掛金率を設定します。

個人ごとの被害に応じ、掛金率を設定しますので、過去の支払共済金が少ない場合は低い掛金率となります。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

畑作物共済

[大豆・ホップ]



畑作物共済では、市町村の統計データを用いて共済金を支払う「地域インデックス方式」を新設します。また、全相殺方式の加入要件が緩和され、税務関係書類で収穫量を確認できれば加入できるようになります。

畑作物共済 [大豆・ホップ]

01

統計データを使った 地域インデックス方式を新設

市町村の統計データで共済金を支払い

地域インデックス方式は、地域の統計データを用いて共済金を支払う仕組みで、大豆の場合は市町村の農林水産統計を使用します。当年の統計単収が基準収穫量※の補償割合を下回った場合に共済金が支払われます。

※基準収穫量＝いわゆる平年収量のことで、地域インデックス方式の場合、市町村の過去5か年の統計の平均単収（5中3）を用いて設定します。

02

全相殺方式に加入しやすくなりました

J Aの乾燥調製施設から計量結果の提供を得られる農業者に加え、青色申告書類と関係書類で収穫量を確認できる農業者が加入できるようになりました。

03

個人の被害状況で掛金率を設定します

「危険段階別共済掛金率」を設定

個人ごとの過去の被害をもとに、段階別に共済掛金率を設定します。

個人ごとの被害に応じ、掛金率を設定しますので、過去の支払共済金が少ない場合は低い掛金率となります。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

園芸施設共済



園芸施設共済では、ハウス本体の設置期間のうちビニールの被覆期間だけ加入する短期引受が廃止されます。近年、過去に例のない大災害が多発し、被覆期間以外でもハウスに大きな被害が発生していることなどが理由で、1年間の通年加入に一本化し、万が一の際に確実に補償できるようにします。

園芸施設共済



01

被覆していない期間も補償の対象に

育苗ハウス等の短期加入を廃止

近年、過去に例のないような突発的な災害が発生しています。その中で、ビニールを被覆していない期間においても、水害、雪害等が発生していることから、補償の充実を図るため、被覆していない期間を含めた通年加入となります。

例) 4月から6月まで被覆するビニールハウスを加入する場合の補償のイメージ

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ビニールハウスの状況		パイプのみ (ビニール無)			ビニール有			パイプのみ (ビニール無)					
現 行	現行の補償 (短期加入)	未加入期間			加入期間 パイプ+ビニールの補償			未加入期間					
改正後	改正後の補償 (通年加入)	パイプの補償			パイプ+ビニールの補償			パイプの補償					

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

園芸施設共済

02

支払対象となる損害額を選択できます

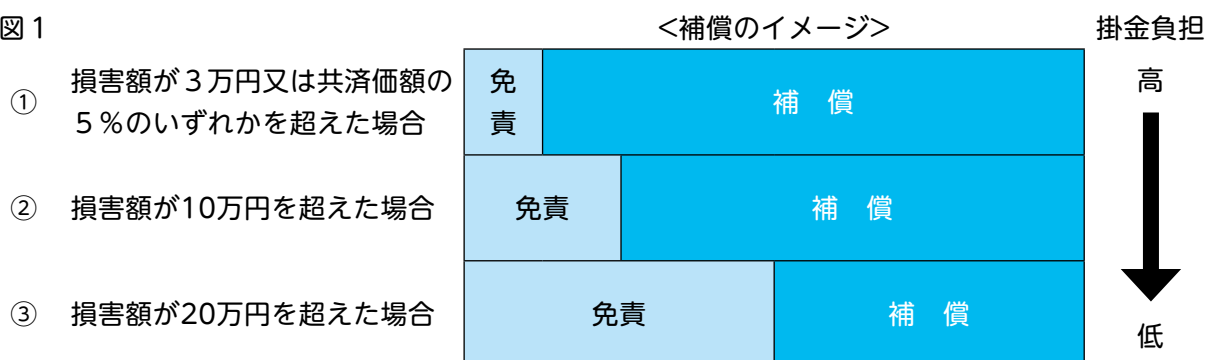
最低割合は10%→5%へ引き下げ

共済金の支払対象となる損害割合が引き下げられ、支払対象になりやすくなります（表1）。また、共済金支払対象となる損害額を農家が選択できるように拡充します。これにより、負担する掛金を低減させることもできるようになります（図1）。

表1 共済金支払対象となる損害額を選択

	損 害 額
現 行	損害額が3万円又は共済価額の10%のいずれかを超えた場合
2019年1月1日 責任開始分より	次の①～③から選択できます。 ①損害額が3万円又は共済価額の5%のいずれかを超えた場合 ②損害額が10万円を超えた場合 ③損害額が20万円を超えた場合 ※①～③の選択は農家ごとになり、加入する全ての棟に適用されることとなります。

図1





03

掛金の補助額が引き上げられます

8千万円→1億6千万円へ

農業者ごと及び年度ごとに掛金の国の補助（共済掛金の1/2）の対象となる共済金額（国庫負担限度額）について、現行では8千万円までが国の補助対象でしたが、1億6千万円まで引き上げになります。これにより、これまで国の補助がなかった部分（8千万円～1億6千万円）も対象となり、負担する掛金が安くなります。

法人経営等により、農業の大規模化が進み、今後も大きな規模の施設が増加することが見込まれることに対応したものです。

04

施設内農作物は収入保険への移行も可能

移行者へは掛金と賦課金を返還

園芸施設共済のうちハウス本体や附帯施設等を対象とする補償については、収入保険制度と同時に加入することができます。「施設内農作物」は収入保険の補償の対象となりますので園芸施設共済と重複して加入することはできません。

「施設内農作物」に加入されている方で、収入保険制度へ加入される方は、園芸施設共済での残りの責任期間分の共済掛金及び賦課金はお返しいたします。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

園芸施設共済

05

新制度への切り替えができます

希望者は最寄りの共済組合へご連絡を

2019年1月1日以前に、現行の仕組みにより加入されている方は、共済責任期間中であっても、新制度へ加入を切り替えることができます。

06

個人の被害状況で掛金率を設定します

「危険段階別共済掛金率」を設定

個人ごとの過去の被害をもとに、段階別に共済掛金率を設定します。

個人ごとの被害に応じ、掛金率を設定しますので、過去の支払共済金が少ない場合は低い掛金率となります。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済



制度改正 Q & A

Q 短期加入から通年加入に移行した場合、共済掛金はどうなりますか？

A 被覆期間（パイプとビニールの補償）の掛金のほかに、被覆していない期間（パイプのみ）の掛金をお支払いいただくことになります。

被覆していない期間は、被覆している期間に比べて被害を受ける可能性が低いことから、掛金率も低く設定され、被覆していない期間を含めた通年加入となっても、掛金の増加は少額にとどまると見込まれます。

Q 共済責任期間中に被覆期間を変更したときは、どのような取扱いになりますか？

A 加入申込の際に申告した被覆期間に変更がある場合は、加入者からの異動通知が必要です。最寄りの共済組合へご連絡下さい。通知内容に基づき、掛金を調整することとなります。

- ・被覆期間を延長した場合…
異動通知から2週間以内に延長した分の掛金をお支払いいただきます。
- ・被覆期間を短縮した場合…
短縮した分の掛金をお返しいたします。

Q 共済責任期間中に被覆期間を変更し、異動通知をしないままパイプとビニールが被害を受けた場合はどうなりますか？

A パイプもビニールも免責となり、共済金をお支払いすることができません。被覆期間に変更があった場合には、速やかに異動通知をお願いします。

例）3月から10月まで被覆することで加入

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
加入申込時の ビニールハウスの状況	パイプのみ (ビニール無)	ビニール有									パイプのみ (ビニール無)	
実際の ビニールハウスの状況	パイプのみ (ビニール無)	ビニール有										

ビニールを外さないまま、12月に雪害が発生！

（共済契約上はパイプの補償期間ですが、ビニールの被覆期間の延長の異動通知が行われなかったため、パイプもビニールも免責となります。）

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

建物共済



NOSAIの建物共済「住まいる」では、加入者のニーズに合わせ、総合共済における自然災害の補償を手厚くし、特約を充実させるなど、2018年4月1日以降に契約を開始する契約から仕組みを改定しました。

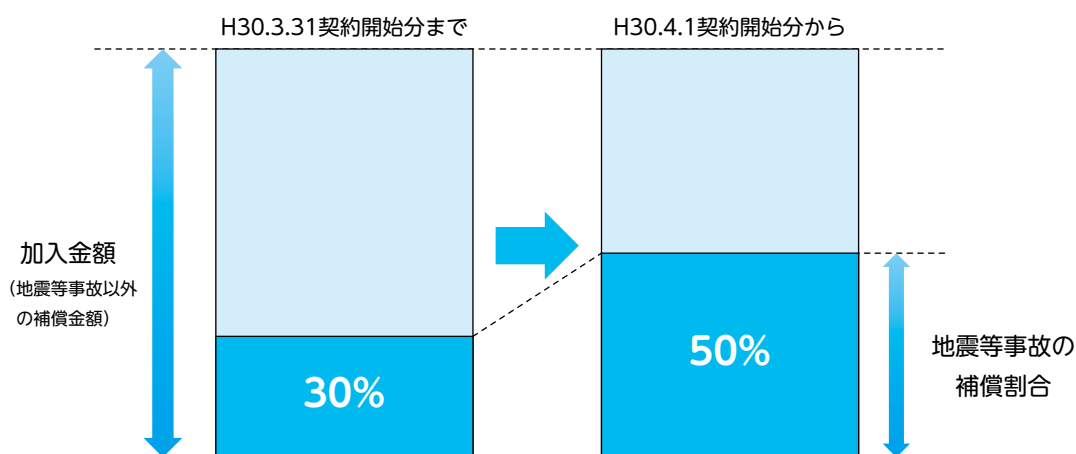
建物共済

01

地震等の補償割合を50%に引き上げ

加入金額の30%→50%へ

地震・噴火・津波（地震等事故）の補償割合が加入金額（共済金額）の30%から50%へ引き上げになりました。これに伴い、地震等事故については「残存物取り片付け費用共済金」は支払い対象外となります。



02

総合共済は4,000万円まで加入が可能に

火災共済と合わせて最大1億円まで

総合共済の加入限度額が、建物1棟あたり2,000万円から4,000万円に引き上げになりました。火災共済（6,000万円まで加入が可能）と合わせると建物1棟あたり最大1億円まで加入できるようになりました。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

建物共済

03

特別費用共済金の対象が拡大

風害、ひょう害、雪害、水害にも適用

火災のみ支払い対象であった特別費用共済金[※]が、風害、ひょう害、雪害、水害にも適用されるようになりました。

※特別費用共済金とは、損害割合が80%以上のときに共済金額の10%を支払う共済金です（1棟あたり200万円を限度）。

04

支払対象となる事故が拡大

建物内部の事故も補償

建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触等に加え、建物内部での車両又はその積載物の衝突や接触（自然災害は除く）による事故も対象になりました。

05

臨時費用担保特約の補償割合が選択可能に

10%、20%、30%の中から選択

損害共済金に上乗せして支払う臨時費用担保特約の補償割合を、20%の固定から10%、20%、30%の中から選択できるようになりました。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

06

小損害実損てん補特約を導入しました

1,000万円以上の加入が条件

実損害額が30万円以下の場合、全額支払いする特約です（地震等事故は対象外）。建物1棟について契約時の共済金額の合計が1,000万円以上加入していることが条件となります。火災共済で1,260円、総合共済で2,980円の掛金を別途ご負担いただきます。

07

火災共済で掛金が安くなりました

総合共済は補償の拡充で掛金が上がりました

過去の被害が少なかったことから、火災共済では掛金が安くなり、総合共済は、地震の補償割合を拡大したことにより掛金が高くなりました。

掛金（木造住宅1,000万円加入の場合）

		火災共済	総合共済
基本契約		10,800円	30,700円
臨時費用担保特約 (基本契約含む)	10%	11,600円	33,500円
	20%	12,300円	34,300円
	30%	12,700円	34,800円
小損害実損てん補特約		1,260円増し	2,980円増し

建物共済

火災共済

最高 6,000万円まで

主に火災などの災害を補償します

火災・落雷



破裂・爆発



物体の落下・衝突

(自然災害等を除く)



給排水設備の
事故による水漏れ

(蛇口締忘れ、老朽化、自然災害等を除く)



盗難による
き損・汚損
(盗取を除く)

※警察への届出が必要です



騒じょうに伴う
暴行



総合共済

最高 4,000万円まで

火災から自然災害まで幅広く補償します

火災共済の
対象事故

風害・水害・雪害等
自然災害

(欠陥、老朽化による雨漏り等を除く)



土砂崩れ・地滑り



地震・噴火・津波
並びにこれらに起因する火災事故等

※建物5%、家具類70%以上の損害で支払対象



※限度額:共済金額の50%

火災共済・総合共済合わせて最高1億円まで加入できます。

ご加入のめやす

● 建物（坪当たり単価）

住宅	農作業場・ 車庫・物置など	事務所・集会所	土蔵	牛舎	
				ストールなど	フリーストールなど
50万円	16万円	45万円	63万円	29万円	13万円

Aさんの住宅 延べ面積60坪の木造住宅

坪 50万円 × 建物延べ面積 60坪 = 評価額 3,000万円

● 家具類

(単位：万円)

人数	世帯の人数	単身	2人		3人				
	うち大人の人数	-	1人	2人	1人	2人	3人		
住宅延面積	20坪未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310		
	20坪以上40坪未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490		
	40坪以上70坪未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730		
	70坪以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940		
人数	世帯の人数	4人				5人以上			
	うち大人の人数	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人	5人
住宅延面積	20坪未満	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
	20坪以上40坪未満	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
	40坪以上70坪未満	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
	70坪以上	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

※大人は18歳以上の世帯員をいいます（ただし学生は除く）

Aさんの家具類 世帯人数6人（世帯主夫婦2人、世帯主の親夫婦2人、中学生1人、小学生1人）

ご家族6人の家具類 = 評価額 2,160万円

Aさんの加入の目安

建物 3,000万円 + 家具類 2,160万円 = 合計評価額 5,160万円

あなたのお宅の評価額は？

建物 万円 + 家具類 万円 = 合計評価額 万円

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

建物共済

● 一年間の共済掛金（加入金額1,000万円、基本プランに加入の場合）

建物の構造	用 途					
	普通物件		特殊物件一般		特殊物件割増	
	・住宅・アパート・納屋・土蔵 ・畜舎・農作業場・倉庫 ・集会場（100坪未満）等		・店舗・併用住宅・事務所 ・神社・寺院・理髪店 ・集会場（100坪以上）等		・料理店・飲食店 ・食品製造・木材加工 ・火気・危険物を扱う工場等	
共済の種類	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済
一般造	10,800円	30,700円	17,200円	36,400円	36,200円	53,300円

鉄骨造で外壁の全てが不燃材で造られている、または覆われている建物、主要構造部がコンクリート等で造られている建物は掛金が安くなります。

● 各種費用共済金（損害共済金に加えて支払い。基本プランの加入で付帯）

名 称	内 容
特別費用共済金	地震等を除く損害事故を受け80%以上の損害を被った場合、緊急に必要となる費用として共済金額の10%（200万円限度）を支払います。
残存物取り片付け費用共済金	損害を受けたとき、残存物の取り壊し、片付け費用の実費（損害共済金の10%を限度）を支払います。
損害防止費用共済金	火災事故発生などにより、消火器など損害を軽減するために消費した費用（実費）を限度に支払います（自然災害事故を除く）
地震火災費用共済金（火災共済のみ）	地震等に起因する火災によって建物に半焼以上の被害が生じた場合、共済金額の5%を支払います。
失火見舞費用共済金	加入物件が火元となり、第三者が所有する建物に焼損や汚損を被った場合、見舞金として一世帯あたり20万円（共済金額の20%限度）を支払います。

● 補償特約付き加入でワイドな補償

名 称	内 容
臨時費用担保特約	損害に伴う臨時の費用として、損害共済金の10%、20%、30%（加入時選択）を上乗せして支払います（250万円限度）。また、事故により加入者が200日以内に死亡または後遺障害を負った場合、死亡・後遺障害費用共済金として1名ごとに共済金額の30%を支払います（200万円限度）。
収容農産物保障特約（総合共済のみ）	農作業場等に収容・保管している農産物（米、麦、大豆）を補償します。1口100万円の補償で、一時保管向けのAタイプ（120日間まで）と通年保管向けのBタイプ（365日間）から選択できます。（1建物につき5口500万円が限度）
小損害実損てん補特約	共済事故による損害額が30万円以下の場合、損害共済金として実損害額を支払います。物件ごとの共済金額の合計が1,000万円以上で附帯できます。火災共済と総合共済を同時に申し込み、共済金額の合計が1,000万円以上であれば附帯できます。

農機具共済



農機具共済は、事故請求の増加によって損害率が高く推移しており、適正な運営と事業収支の安定が課題となっていました。

損害率の低減を図り、加入者間の公正性を確保する観点から、2018年4月1日契約開始分から見直しを行いました。

農機具共済

01

タイヤ・クローラは支払対象外に

火災事故、全損被害時は対象

タイヤ・チューブ・クローラの走行関係のゴム製品は、稼働中の事故による損害については支払対象外となります（ただし、火災事故、全損被害時は対象）。

02

免責基準が緩和されました

操作の誤り等は一律20%に

トラクターのキャビン等ガラス製品の破損について、今まで適用されていた30%の部品免責がなくなります。また、「操作の誤り等による事故」について、20%と30%の免責基準がありましたが一括20%に統一されます。

03

修理の技術料単価を引き上げます

4,500円→6,000円へ

県内各農機具業者の修理工賃の実態を勘案し、損害額として認定する修理業者の1時間当たり工賃の上限を4,500円から6,000円に引き上げます。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済



04

無事故割引・有事故割増 料率制度がスタート

過去の事故回数で掛金が変わります

総合共済では、契約更新時に「前年度の共済金支払いとなった共済事故の回数」により、農機具ごとに掛金の割引・割増をする仕組みを導入します。

割増対象となる共済事故は、原則として「衝突・接触・墜落・転覆・異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故並びに加入者の責に帰する事故」となります。

割引割増等級別の主な掛金（普通物件100万円あたり）

19等級～12等級	11等級	10等級	9等級	～	5等級	～	1等級
3,600円	3,800円	4,000円	6,000円	～	14,000円	～	22,000円

掛金割引

基本等級

掛金割増

無事故割引

継続加入し、直近2年間事故がなかった場合、次回の加入時に掛金等級が1等級上がり掛金が割引されます。例えば、2018年度と2019年度が無事故の場合、2020年度の加入時は掛金等級が1等級上がり掛金が割引されます。

有事故割増

加入年度中に割増対象事故が1回発生し共済金を支払った場合、次年度加入時は1等級下がり掛金が割増されます。2回発生した場合は2等級下がります。

※火災や自然災害により共済金を支払った事故の場合は、年度中に3回までは割増対象となりません。

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

農機具共済

火災共済

格納中の火災に備えて

指定された場所での格納中の事故が対象となります。

火 災



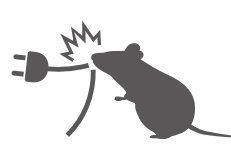
落 雷



盗難による盗取・き損



鳥獣害



物体の落下・飛来



第3者行為によるき損



総合共済

火災、自然災害、
稼働中の事故に備えて

地震等担保特約を付けると地震、噴火及び津波による損害も
支払対象になります。

火災共済の
対象事故



風水害



雪 害



転覆・墜落



衝突・接触



異物の巻き込み





● 一年間の共済掛金（特約なし）

（単位：円）

加入金額		100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円
共済の種類	火災共済	1,500	3,000	4,500	7,500	15,000	30,000
	総合共済	普通物件	4,000	8,000	12,000	20,000	80,000
		特殊物件	14,000	28,000	42,000	70,000	140,000

※特殊物件は、運搬車・あぜ塗り機・大豆脱粒機・畜産用農機具です。

● 満額加入（新品価額同額）で共済金支払額がアップ

事故があった場合の共済金支払額は
この算式で計算されます。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{新品価額}} = \text{共済金支払額}$$

例えば…

新品価額500万円のコンバインが稼働中の事故により損傷し修理したとき…

総合共済に500万円加入の場合

$$\begin{array}{l} \text{損害額} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \times \frac{\text{加入金額} 500 \text{ 万円}}{\text{新品価額} 500 \text{ 万円}} = \begin{array}{l} \text{共済金支払額} \\ 50 \text{ 万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{損害額} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \times \frac{\text{加入金額} 200 \text{ 万円}}{\text{新品価額} 500 \text{ 万円}} = \begin{array}{l} \text{共済金支払額} \\ 20 \text{ 万円} \end{array}$$

加入額によってこんなに
共済金が違ってしまいます

● 地震等担保特約

地震および噴火、津波によって損害（損害額が新品価額の5%以上の場合）が生じたとき、加入金額の50%を限度に共済金をお支払いします。

例えば…

新品価額200万円の乾燥機が地震で全損した場合

$$\begin{array}{l} \text{損害額} \\ 200 \text{ 万円} \end{array} \times \frac{\text{加入金額 } 200 \text{ 万円} \times 50\%}{\text{新品価額} 200 \text{ 万円}} = \begin{array}{l} \text{共済金支払額} \\ 100 \text{ 万円} \end{array}$$

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

農機具共済

● 臨時費用担保特約

■ 傷害費用共済金

加入者等（家族および同居者含む）が、共済事故を直接の原因として死亡または傷害を受けた場合などに見舞金をお支払いします。

死亡・重大な後遺障害	30日以上入院加療
加入金額の30% (50万円限度)	加入金額の5% (20万円限度)

■ 臨時費用共済金

災害共済金の10%をお支払いします。

● 付保割合条件付実損てん補特約

- ・中古で購入した農機具は、この特約を附帯することで加入できます。
- ・適切な約定割合を選択することで、加入金額を限度に実損害額が補てんされます。
- ・加入額は、購入したときの価格と、農機具共済の基準による時価額のいずれか低い金額を上限に選択できます。

約定割合別掛金（加入金額100万円あたり）

（単位：円）

約定割合		30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済の種類	火災共済	2,580	2,292	2,076	1,932	1,806	1,698	1,590	1,500
	総合共済	普通物件	10,121	7,983	6,673	5,790	5,153	4,672	4,000
		特殊物件	42,791	32,733	26,573	22,420	19,423	17,162	14,000

経年減価残存率

（単位：%）

経過年数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上
残存率	100.00	87.14	74.29	61.43	48.57	35.71	22.86	10.00

例えば…

新車販売から5年経過したトラクターを中古価格250万円（新品価格500万円）で購入。加入金額250万円、約定割合50%の契約に対し、50万円の損害額が発生した場合。

$$\begin{array}{l} \text{損害額} \\ 50\text{万円} \end{array} \times \frac{\text{加入金額 } 250\text{万円}}{\text{新品価額 } 500\text{万円} \times \text{約定割合 } 50\%} = \text{共済金支払額} \\ \text{50万円}$$

※50%特例を適用

※50%特例…相当の維持管理がされている場合、経年減価残存率の下限を50%にすることができ（5年経過の場合、残存率は35.71%だが、特例により50%を適用）



● 免責基準・免責割合

事故内容及び損害部品によっては損害額から差し引かれて支払われます。

免責対象箇所または項目			免責割合
部 品	走行系統	走行関係（クローラ、タイヤ、チューブを除く足回り）、クラッチ関係、ブレーキ関係	50%
	作業装置	トラクター（ユニバーサルジョイント・ロータリー）、コンバイン（刈取部・搬送部・脱穀部・グレンタンク・排わら処理部）、田植機（植付部・側条施肥部）、ハロー、その他作業機械	30%
	電 装 品	ねずみ等による食害	30%
損 害 防 止		火災等・自然災害（本人に原因が認められる場合）	10%
		操作の誤り等による事故と認められたもの	20%
		整備点検の不備による事故と認められたもの	30%
		共済責任期間内に同一加入者、同一機種種の農機具で支払対象が3回目以降の事故	30%
事 故 通 知 遅 延		事故発生から2か月以上6か月未満、加入者から組合に対して事故報告が遅れた場合	10%
		事故発生から6か月以上12か月未満、加入者から組合に対して事故報告が遅れた場合	50%
		事故発生から1年以上、加入者から組合に対して事故報告が遅れた場合	100%
注1）免責基準の適用は、上記表の各部品等の外、損害防止項目、事故通知遅延項目に該当した場合は併せて適用されます。 注2）損害防止（操作の誤り、整備点検の不備）は、事故状況、過失、危険度の多少、使用年数等を判断し、免責割合を決定します。 注3）事故通知遅延は、事故発生の報告が組合員から組合に対してなされた期日の遅延。 注4）免責すべき損害額は次の通りです。①走行系統、作業装置、電装品、部品代×免責割合②損害防止、事故通知遅延：損害額（工賃＋部品代）×免責割合 注5）損害部分の価値は標準小売単価、修理時間及び工賃は標準作業時間、技術料単価（6,000円）により算定されます。			
対 象 外 部 品 等		クローラ、タイヤ、チューブ、オイル、グリス、バッテリー、バッテリーの液、ラジエターの不凍液、クーラント、エアコンのガス、ウォーターポンプ、ベルト（平ベルトは除く）、エレメント、ゴムロール、フィルター（オイル・油圧関係）、点火プラグ、ヒューズ、電球、凍結によって生じた損害、修理工場までの運送費、出張修理した場合の出張旅費、洗浄料、引き上げ料、引き起こし料、ベアリング、オイルシール等（軸付シール、Oリング、パッキン、スナップリング、メクラボタ、ボルト、ナット等）、ワイヤー、ゴム製品。なお損害部品を確認できない場合（廃棄など）、その部品は支払対象外となります。 ※下線部品については、損害部品とともに交換した場合は支払の対象となりますが、これらのみに生じた損害は支払対象外となります。	
共済金をお支払いできない場合		・ 損害額が新品価額の100分の5に相当する金額、又は1万円未満の場合 ・ 摩耗、腐食、さび及びその他の自然消耗 ・ 通常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみなど ・ 単なる故障（冷却水不足によるエンジンの焼付けなどを含む）、または格納整備 ・ 農作業以外の使用目的による事故（引き上げ時の損害も含める） ・ 運転者の故意もしくは重大な過失による損害 ・ 法令違反（無免許、飲酒、無灯火など）による損害 ・ 地震、噴火及び津波による損害（地震等担保特約を付した場合を除く）	

収入保険

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

NOSAI ネットワーク



※大潟村はNOSAI事業を実施していません。

■ NOSAI秋田組合 本所 秋田市中通三丁目4-50
TEL:018-825-7311 FAX:018-825-7320

● 北鹿支所 鹿角市花輪字田田66
TEL:0186-23-7401 FAX:0186-23-7404
大館市立寄所 大館市根下戸新町11-21
TEL:0186-49-0581

● 北秋田山本支所 能代市能代町字中川原33-43
TEL:0185-54-5540 FAX:0185-54-5531
北秋田市立寄所 北秋田市脇神高村岱94-1
TEL:0186-62-1537

● 中央支所 秋田市山王沼田町1-14
TEL:018-865-1701 FAX:018-864-3617
男鹿市立寄所 男鹿市角間崎字家ノ下462
TEL:0185-46-2323 FAX:0185-46-3016

● 仙北支所 大仙市花館字西石田38
TEL:0187-63-1066 FAX:0187-63-1033

● 横手市支所 横手市条里三丁目1-7
TEL:0182-32-4150 FAX:0182-32-4184

● 雄勝支所 湯沢市杉沢字森道下225-4
TEL:0183-73-7131 FAX:0183-73-7132

■ NOSAI由利 由利本荘市尾崎17
TEL:0184-24-3301 FAX:0184-24-5579